

防大管第482号
平成15年4月9日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

納棺用被服について（通達）

改正 平成19年1月9日防大総第7号 平成21年3月31日防大総第542号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

学生が死亡した場合は、防衛省職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条別表第9ハ及び第10に基づき貸与及び支給した被服のうち、別表に掲げる品目、数量の範囲内で納棺用被服として廃棄できるものとし、また、支給した被服の代価は、徴収しないものとする。

添付書類：別紙「納棺用個人被服表」

別表

納棺用個人被服表

品 目		数量	摘 要
1	冬服（上衣、ズボン又はスカート）	1組	
2	夏服（上衣、ズボン又はスカート）	1組	
3	正帽	1個	
4	帽日おおい	1個	
5	短靴	1足	
6	帽章	1個	
7	襟章	1組	
8	学年識別章	1組	2学年は2個、3学年は4個、4学年は6個とする。
9	ズボン吊り又はバンド	1個	
10	手袋	1組	
11	靴下	1足	

- 備考：1 冬服、夏服、正帽、帽日おおい、冬シャツ及びズボン下、夏シャツ及びズボン下は、納棺時の時服とする。
- 2 女子学生は、冬服及び夏服上衣に対して、ズボン又はスカートのいずれか1着をもって1組とする。